

『奨学金継続願』の提出手続きについてのお知らせ

日本学生支援機構貸与奨学生は、学業を続けていくために奨学金が継続して必要か否かを、自身で判断し、「奨学金継続願」を提出する必要があります。提出（入力）対象者は、貸与奨学金は返還する義務があることを十分自覚したうえで、期限までにスカラPSから「奨学金継続願」を提出（入力）してください。

なお、期限までに未提出の場合、令和3年4月以降の奨学金は「廃止」となります。「廃止」と認定されると、奨学生としての資格を失い、4月以降の奨学金が振り込まれないほか、返還開始の手続きを行う必要がありますので、注意してください。

1. 提出（入力）対象者

令和2年10月末現在、「奨学金振込中」または「保留中」の者

*対象外者一覧

- ・令和2年度内満期者（緊急採用者を含む）
- ・「保留中」の者（令和2年度内満期者を除く）で、昨年度の「貸与額通知」に表示された「振込明細」以降に振込みがなかった者
- ・「休止中」の者
- ・「停止中」の者
- ・令和2年11月以降の採用者

2. 提出（入力）期限

令和3年1月22日（金）

※上記の期限までに、やむを得ずスカラPSでの提出（入力）ができない場合は、令和3年1月8日（金）までに、学務部学生支援課生活支援係（連絡先後掲）へ申し出てください。

3. 提出（入力）方法

(1) 「『奨学金継続願』の提出手続きについて(※)」を確認し、収入に関する証明書等を準備する。

(※) 本学「奨学金制度」のホームページからダウンロードしてください。

学部と大学院で内容が異なりますので、該当する方をご確認ください。

URL：<https://www.chiba-u.jp/campus-life/payment/scholarship.html>

(2) 「『奨学金継続願』入力準備用紙(※)」に回答を下書きする。

(※) 「『奨学金継続願』の提出手続きについて」に含まれています。

(3) スカラPSにログインする。

URL：<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

(4) スカラPS「奨学金継続願提出画面」から提出（入力）する。

4. 継続手続きの結果について

「継続」「警告」「停止」「廃止」の4つに分かれます。
詳細は「『給付奨学金継続願』の提出手続きについて」を参照してください。
結果は2021年4月下旬に通知予定です。

5. 注意点

- 「『奨学金継続願』の提出手続きについて」には必ず全て目を通し、重要事項を確認してください。
- 給付奨学金（新制度）を併せて受給する場合及び授業料等減免の支援を受ける場合において、貸与月額が0円となっても、「奨学金継続願」の提出（入力）は必要です。
- 令和3年4月以降の奨学金の継続を希望しない方は、「奨学金継続願」に入力の際に、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。
- 来年度、休学または留学予定の方も手続きが必要です。

〔問合せ先〕

千葉大学学務部学生支援課生活支援係

E-mail : gakushi-shougaku@chiba-u.jp

※学生証番号及び氏名を明記のうえ、学生本人から問い合わせてください。

令和2年度 継続手続きチェックリスト

【データ入力前】

□スカラネット・パーソナルにログインできますか？

- ・未登録の方は新規登録してください。ID、PASSはご自身で設定してください。
- ・第二種から第一種へ移行し、第二種の採用取消をした方は、再度第一種で新規登録する必要があることがありますので、ログインできない場合は試してみてください。

□所定の期日までに入力していますか？

- ・期日を過ぎた場合は、奨学金は原則「廃止」となります。至急、学務部学生支援課生活支援係までご相談ください。

【データ入力中】

□収支差額は「指導」基準額未満ですか？

（「指導」基準額：学部生 36万円 大学院生 45万円）

- ・収支差が「指導」基準額以上の場合、令和3年4月以降、必要最小限の貸与月額を選択するよう、個別指導を行います。

□現在もらっている奨学金の金額が多かったり少なかったりしますか？

- ・増額・減額を希望する場合は、別途窓口にて月額変更届を受け取ってください。

□「奨学金継続願」提出後、「受付番号」が画面に表示されましたか？

- ・受付番号が表示されていなければ、入力は完了していません。表示された番号は、記録を取っておいてください。

□併用貸与者は、両方の奨学生番号についてそれぞれ入力しましたか？

- ・両方入力が必要です。二種のみ不要という場合は、別途手続きが必要です。

【データ入力後】

□学生ポータル及び大学に登録してある連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）は最新のものですか？

- ・不備があった場合、上記連絡先に電話またはメールによりご連絡します。
学務部学生支援課生活支援係（043-290-2169、2175及び2178）から着信があった場合は、必ず折り返しご連絡ください。
対応いただけなかった場合、手続不備による廃止となり得ますので、ご注意ください。

【適格認定について】

□「奨学金継続願」提出後、人物、学業及び経済状況に基づき、以下のように認定されます。

- ① **継続** → 貸与奨学金の交付は継続されます。
- ② **警告** → 貸与奨学金の交付は継続されます。
後日、「処置通知」を交付します。
学業成績が回復しない場合は、「廃止」または「停止」となることがあります。
- ③ **停止** → 貸与奨学金の交付が停止されます。
後日、「処置通知」を交付します。
学業成績が回復した場合は、貸与奨学金の交付が「復活」することがあります。
- ④ **廃止** → 貸与奨学金の交付が取り止められます。（奨学生の資格を失います。）
後日、「処置通知」を交付します。
貸与奨学金の返還開始の手続きが必要です。